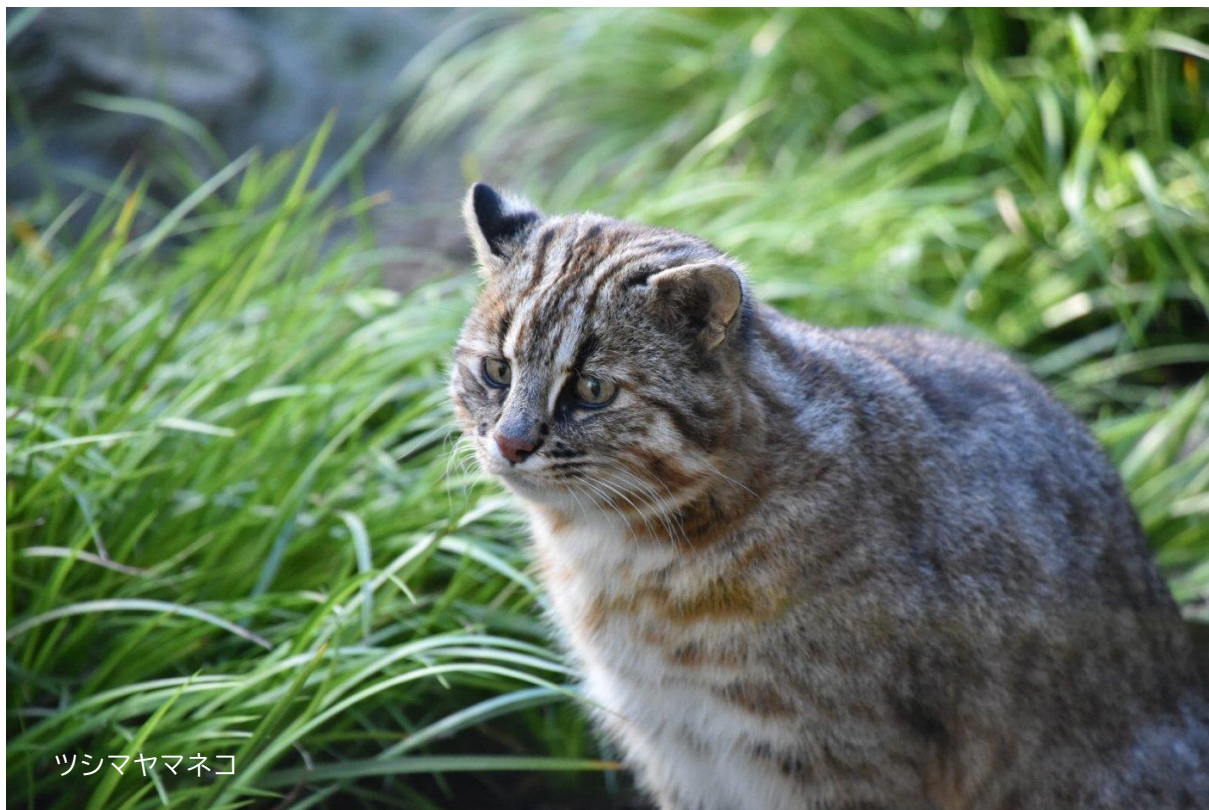




ツシマヤマネコ

弁護士法人あさかぜ基金法律事務所 採用面接のご案内

使命と誇りを胸に弁護士としての道を歩き出してみませんか

あさかぜ基金法律事務所は、九州弁護士会連合会が設置した都市型公設事務所です。九弁連管内の司法過疎地域へ弁護士を派遣することを目的に設立された事務所で、所員弁護士は、2年から3年の養成期間を経て、主に九弁連管内のひまわり公設事務所等へ赴任します（※なお、九弁連理事会の承認を得れば、九弁連管外への赴任もできます。）。短期間で基本的な執務能力を身につけるため、充実した養成制度が設けられています。当事務所は、2008年の開設以来、27名の弁護士を九州各地に派遣しており、OB・OGには赴任地に定着した弁護士のほか、任期満了後、福岡などの都市部へ戻り活躍している弁護士も数多くいます。

【採用案内】

77期2名募集予定です。

＜事務所の特徴＞

――
弁護士の養成に特化

――
充実した養成制度

――
多くの弁護士が経験と
知識を伝授

――
経営知識の習得

――
豊富な人脈

――
誇りとやりがい

(23年12月版)

事務所概要

1. 所属弁護士

72期1名 74期1名 75期1名

2. 赴任実績（※1）

- ・ひまわり公設事務所（対馬6名、壱岐6名、島原中央2名、西都、小林、豊前、飛鷹各1名）
 - ・法テラス事務所（高森2名、指宿、五島、徳之島、壱岐各1名）
 - ・独立開業（福岡県大川市、熊本県人吉市、佐賀県三養基郡各1名）
- 合計27名の弁護士が九州各地の弁護士過疎地に赴任又は独立開業しています。

弁護士養成制度

1. 共同受任による OJT（九州弁護士会連合会、福岡県弁護士会による支援）

3名の指導担当弁護士や九州弁護士連合会の弁護士と事件を共同受任し、指導を受けながら事件処理の基本的なスキルを身につけていきます。

また、司法過疎地域の弁護士は幅広い事件に対応する能力が求められるため、赴任までに様々な事件を経験できるよう、外部の弁護士との共同受任の体制を整えています（※2）。

また、共同受任を通じて、幅広い人脈を作ることができます。

2. 日弁連研修（日弁連による支援）

採用1年目は、東京の日弁連会館で毎月開催される公設事務所勤務弁護士を対象とした定期研修会（新型コロナウイルスの流行により現在は主に Zoom を利用して参加）に参加することができます（交通費別途支給）。離婚、破産、交通事故、労働、刑事といった各分野で活躍する弁護士からの講義を通して、新人弁護士として必要な知識の習得をはかることができます。

3. 経営知識の習得

毎月1回開かれる事務所会議で事務所の収支状況について報告を行っており、1年目から法律事務所の経営について学ぶことができます。

4. 幅広く相談できる体制

指導担当・運営委員会・あさかぜ出身弁護士その他、あさかぜ基金法律事務所に関わる多くのサポーターに遠慮なしの相談ができます。

5. 赴任後のサポートの充実

あさかぜ事務所を卒業して、ひまわり公設事務所へ赴任した場合、各地域に設置されるひまわり事務所の支援委員会によるサポートも受けられます。法テラス事務所のスタッフ弁護士になったり、過疎偏在地域で独立開業をした場合でも、あさかぜ事務所時代に関わった多くのサポーターとの絆は一生ものです。いつでも気軽に相談ができます。

採用面接のご案内

面接を希望される方は、当事務所宛に履歴書（任意の形式）、司法試験の成績表、法科大学院の成績表をご郵送ください。メールにて簡単な小論文課題をお送りするとともに、面接の日程をご連絡いたします。

採用面接に限らず、あさかぜ事務所について、お知りになりたい方・興味のある方は、是非、ご連絡ください。事務所訪問や Zoom 等を用いた事務所説明会についても、適宜、実施いたします。

【お問合せ】 採用担当：藤田 大輝 E-mail: d.fujita@asakaze-law.jp

〒810-0004

福岡市中央区渡辺通 5 丁目 14-12 南天神ビル 2 階

TEL.092-762-3001 FAX. 092-762-3002

待遇

年俸 500 万円（手取月額約 35 万円）※増額を検討中

社会保険、厚生年金を完備しています。弁護士会費は全額事務所負担します。具体的金額をお知りになりたい方は、ご連絡ください。

弁護士過疎・偏在地域に赴任する際には、赴任手当 20 万円（上限）を支給します。

必要な書籍も、事務所の備品として、事務所の費用で購入できます。

赴任

2 年から 3 年の養成期間を経て、九弁連管内の①ひまわり公設事務所へ赴任、②偏在解消対策地区での独立開業、又は③日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士になって 7 号事務所へ赴任することになります。なお、九弁連理事会の承認を得れば、九弁連管外に赴任することもできます。

赴任後の待遇は、次のとおりです。

① ひまわり公設事務所へ赴任した場合

各事務所の売り上げに応じた収入となりますが、日弁連による最低所得保障制度（720 万円）があります。

② 偏在解消対策地区で独立開業した場合

開業した事務所の売り上げに応じた収入となりますが、開業に際しては、日弁連の開業支援を受けることができます。詳しくお知りになりたい方は、お尋ねください。

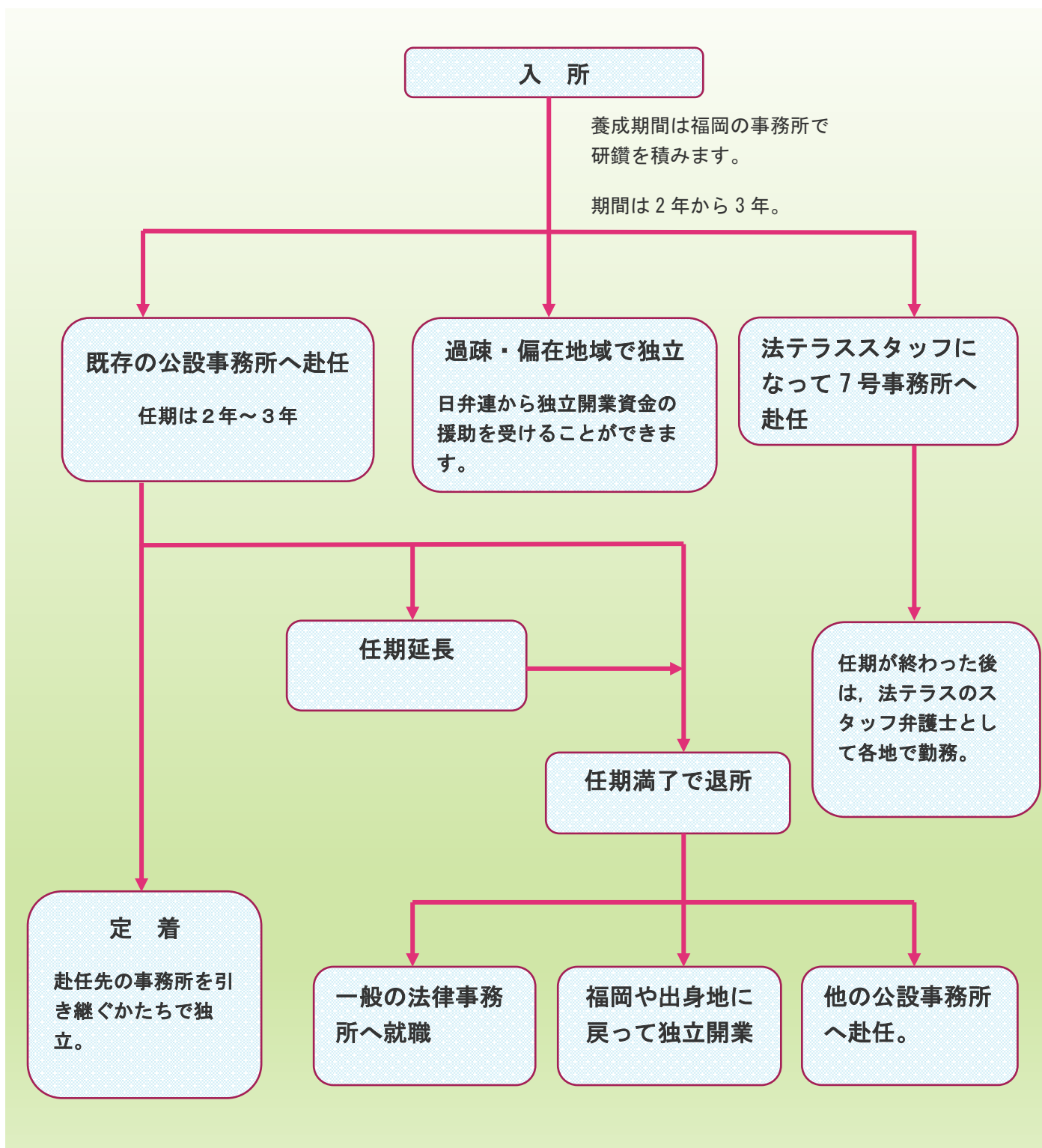
③ 法テラス 7 号事務所へ赴任した場合

法テラスの給与体系によります。

※1 赴任までの養成の様子、赴任先での執務の様子については、添付の「あさかぜ出身弁護士の活躍」を参照ください。

※2 赴任までに共同受任した事件の例として、建物明渡請求・離婚・自己破産・個人再生・事業者破産・損害賠償請求事件（交通事故）・遺言書作成・消費者事件・労働（解雇、未払い賃金）・強制執行・遺産分割調停・破産管財・刑事事件（詐欺、傷害、脅迫、強盗致傷など）があげられます。この他、単独で受ける事件も多数あり、幅広い法律知識と事務処理スキルを身につけることができます。

入所～赴任～任期満了後



あさかぜ出身弁護士の赴任後の進路

いくち なつき 井口 夏貴	(61期)	福岡県出身 2008年9月から2009年9月まで当事務所で勤務 2009年10月より、対馬ひまわり基金法律事務所勤務 現在、福岡市にて井口法律事務所開設	わかばやし たけし 若林 毅	(68期)	京都府出身 2016年2月から2018年2月まで当事務所で勤務 2018年3月より、対馬ひまわり基金法律事務所勤務 現在、任期付き公務員として勤務
ほそや ふみのり 細谷 文規	(61期)	群馬県出身 2008年12月から2009年12月まで当事務所で勤務 2010年1月から法テラス高森法律事務所勤務 現在、鹿児島県出水市にて細谷法律事務所開設	こが しょうた 古賀 祥多	(69期)	福岡県出身 2016年12月から2018年12月まで当事務所で勤務 2019年1月より、杵嶋ひまわり基金法律事務所勤務 現在、福岡市にて古賀祥多法律事務所開設
みずた ゆうすけ 水田 祐輔	(61期)	大阪府出身 2008年12月から2010年5月まで当事務所で勤務 2010年6月から西都ひまわり基金法律事務所勤務 2014年に定着 西都法律事務所を開設	たなか ひでのり 田中 秀憲	(69期)	大阪府出身 2017年5月から2021年12月まで当事務所で勤務 2022年1月より、法テラス高森法律事務所勤務
いけうち あい 池内 愛	(61期)	神奈川県出身 2008年12月から2010年12月まで当事務所で勤務 2011年1月より、島原中央ひまわり基金法律事務所勤務 現在、長崎市にて池内愛法律事務所開設	こばやし ひろゆき 小林 洋介	(70期)	長崎県出身 2017年12月から2020年6月まで当事務所で勤務 2020年7月より、飛鷹ひまわり基金法律事務所勤務
いより やすし 井寄 靖	(62期)	兵庫県出身 2009年12月から2011年9月まで当事務所で勤務 2011年9月より、東京都にて井寄法律事務所開設 現在、神戸市にて井寄法律事務所開設	にしはら そうすけ 西原 宗佑	(71期)	福岡県出身 2019年1月から2020年11月まで当事務所で勤務 2020年12月より、杵嶋ひまわり基金法律事務所勤務 現在、福岡市内の法律事務所に勤務
いとう たく 伊藤 拓	(62期)	東京都出身 2009年12月から2011年9月まで当事務所で勤務 2011年10月より、対馬ひまわり基金法律事務所勤務 現在、福岡市にて弁護士法人福岡西法律事務所開設	やすこうち りょうすけ 安河内 涼介	(72期)	福岡県出身 2019年12月から2021年3月まで当事務所で勤務 2021年4月より、対馬ひまわり基金法律事務所勤務
さかまき みちお 坂巻 道生	(62期)	千葉県出身 2009年12月から2012年2月まで当事務所で勤務 2012年3月より、小林ひまわり基金法律事務所勤務 2018年に定着 小林なのはな法律事務所を開設	さこい けいた 佐古井 啓太	(72期)	兵庫県出身 2020年1月から2023年2月まで当事務所で勤務 2023年3月より、対馬ひまわり基金法律事務所勤務
まつざか のりひろ 松坂 典洋	(63期)	静岡県出身 2010年12月から2012年1月まで当事務所で勤務 2012年1月より、杵嶋ひまわり基金法律事務所勤務 現在、福岡市にて木蓮経営法律事務所開設	うさみ りょうすけ 宇佐美 竜介	(73期)	東京都出身 2020年12月から2022年11月まで当事務所で勤務 2022年12月より、杵嶋ひまわり基金法律事務所勤務
しろいし えり 城石 恵理	(63期)	東京都出身 2010年12月から2012年9月まで当事務所で勤務 2012年10月より、法テラス指宿法律事務所勤務 現在、都内の法律事務所に勤務	 対馬・厳原市街		
ゆふ さだのり 油布 貞徳	(63期)	福岡県出身 2010年12月から2013年3月まで当事務所で勤務 2013年3月、福岡県大川市にてゆふ法律事務所開設			
ふくもと あつこ 福元 温子	(64期)	埼玉県出身 2011年12月から2013年5月まで当事務所で勤務 2013年6月より、法テラス五島法律事務所勤務 現在、法テラス高知法律事務所勤務			
いまい やすこ 今井 寧子	(64期)	東京都出身 2011年12月から2013年7月まで当事務所で勤務 2013年8月より、法テラス徳之島法律事務所勤務 現在、長崎県佐世保市にて今井法律事務所勤務			
いまい ひろし 今井 洋	(64期)	福岡県出身 2011年12月から2013年10月まで当事務所で勤務 2013年11月より、法テラス杵嶋法律事務所勤務 現在、長崎県佐世保市にて今井法律事務所開設			
しまうち たかゆき 島内 崇行	(65期)	福岡県出身 2013年1月から2014年12月まで当事務所で勤務 2015年1月より、杵嶋ひまわり基金法律事務所勤務 現在、阪和興業株式会社勤務			
あおき かずちか 青木 一愛	(65期)	神奈川県出身 2013年1月から2015年2月まで当事務所で勤務 2015年3月より、対馬ひまわり基金法律事務所勤務 現在、かながわパブリック法律事務所勤務			
なかたけ しゅうへい 中嶽 修平	(66期)	熊本県出身 2013年12月から2015年12月まで当事務所で勤務 2016年1月より、熊本県人吉市にてひとよし法律事務所開設			
にしむら こうたろう 西村 幸太郎	(66期)	長崎県出身 2013年12月から2016年9月まで当事務所で勤務 2016年10月より、豊前ひまわり基金法律事務所勤務 2019年に定着 豊前総合法律事務所を開設			
なかだ まさお 中田 昌夫	(67期)	東京都出身 2014年12月から2016年12月まで当事務所で勤務 2017年1月より、杵嶋ひまわり基金法律事務所勤務 現在、任期付き公務員として勤務			
こうの てつし 河野 哲志	(67期)	滋賀県出身 2015年1月から2016年12月まで当事務所で勤務 2017年1月より、島原中央ひまわり基金法律事務所勤務 2023年に定着 島原中央総合法律事務所を開設	 杵嶋・左京島		
はっとり はるひこ 服部 晴彦	(68期)	佐賀県出身 2015年12月から2018年12月まで当事務所で勤務 2019年1月より、佐賀県三養基郡にてみやき法律事務所開設			

ゼロワン問題

ゼロワン地域とは、地方裁判所支部管内で弁護士がゼロ又は1人の地域を指します。

なぜ、ゼロだけではなく、ワンも問題になるかというと、弁護士が2人以上いないと、紛争の当事者それぞれに弁護士をつけることができないからです。

現在、日本にゼロワン地域はありませんが、今後、弁護士の引退等により、ゼロワン地域が増加することは十分考えられます。したがって、ゼロワン地域解消状態を継続するための対策は、依然として必要です。

人口3万人以上の市町村におけるゼロワン

ゼロワン地域は、あくまで裁判所の支部管轄を基準としています。

しかし、人口3万人以上いる地域で弁護士がゼロワンの地域は、まだまだあります。

日弁連は、人口3万人以上の市町村におけるゼロワンの解消を目指しています。

女性弁護士ゼロ地域

家事事件の係属件数が増加する中、離婚やDVなどの悩みについて、同じ女性に相談したいと考えている依頼者は少なくありません。

このような依頼者のニーズに応えていくためには、単に弁護士がいるだけでは不十分で、良質の司法サービスを全国に広めて行くには、女性弁護士の存在が不可欠です。



あさかぜ出身弁護士の活躍

あさかぜ基金法律事務所で養成を受けたOB・OGが
赴任先で業務に励む様子やあさかぜでの養成の様子を
綴っています。

記事は、福岡県弁護士会月報、九弁連だより、自由と正義から
抜粋したものです。

あさかぜ日記

あさかぜ基金法律事務所 所員 安河内 涼 介
(福岡)



都市型公設事務所

あさかぜ基金法律事務所(以下、単に「あさかぜ」といいます。)は、九弁連が設置した都市型公設事務所です。都市型公設事務所は全国に十数カ所設けられており、事務所ごとに様々な特色をもっています。刑事事件とりわけ裁判員裁判に力を注いでいる事務所(北千住パブリックなど)や成年後見業務を数多く行っている事務所(岡山パブリック)もあります。そのような中、あさかぜは、司法過疎地域で弁護士業務を行う弁護士の養成に特化した事務所で、これまであさかぜから九州各地の司法過疎地に多くの弁護士が赴任していきました。

あさかぜの受任事件

あさかぜは、公設事務所であるという性質上、顧問契約を締結することはできません。依頼者は法テラスや県弁護士会からの相談者が大半です。

扱う事件は、いわゆる「マチ弁」が取り扱うものとなりますが、その中でも、債務整理、遺産分割、相続放棄などの家事事件、刑事国選事件が多くを占めます。

もっとも、あさかぜは、司法過疎地域で弁護士業務を行う弁護士の養成を目的とした養成事務所であるため、養成期間の約2年間に幅広い事件を経験できるような体制が用意されています。具体的には、有志であさかぜに協力している先生方から事件の紹介を受けて共同受任をしたり、県外の先生方やあさかぜ出身の先生から事件の紹介を受けたりしています。共同受任事件・紹介事件では、交通事故、労働、消費者、強制執行などの事件を受任することができ、事件の種類はバラエティに富んでいます。このようにして、わたしたち所員は、養成期間中に数多くの種類の事件を受任し、きたるべき司法過疎地域への赴任に向けて研鑽を積んでいます。

庶務

あさかぜでは、様々な庶務があります。私が入所して最初に行ったのは、弁護士法人の変更登記手続でした。弁護士法人は、弁護士法上、社員の変更があった場合には登記しなければならないのですが、あさかぜは弁護士法人なので、所員の交代があると変更登記手続をしなければなりません。そのため、私は、過去の申請書類を参照したり、法務局へ問い合わせたりしながら、登記の申請をしました。

また、あさかぜで、私は事務員の採用担当者となり、事務員の採用活動を行っております。初めての経験ではありましたが、あさかぜに入ってから、ハローワークへの求人申し込みや、書類選考・採用面接も行いました。

さらに、あさかぜでは、ホームページの更新等も、最末期の若い弁護士がその担当者となり、業者を使わず行っております。現在は、私が担当者となり、インターネット等で方法を検索しながら四苦八苦してホームページの更新等を行っています。

その他、事務局の就業規則の作成等、労務管理についても、所員が執り行う必要があります。

こうした事務所の庶務も、きたるべき司法過疎地域への赴任に向けて、事務所運営に関わる様々な事務を学ぶ機会となるため、重要な業務の一つとなります。

今後の抱負

あさかぜには、現在、田中秀憲弁護士、西原宗佑弁護士、私と同じ72期の石井智裕弁護士・佐古井啓太弁護士と私の計5名の弁護士が在籍しています。西原宗佑弁護士は、12月に壱岐ひまわり基金法律事務所に赴任することが決まっておりますし、いずれも、ゆくゆくはあさかぜを出て、九弁連管内の司法過疎地に赴くことになります。

私は、あさかぜに所属して、もう約10月経過しています。1年、2年と経たないうちに赴任する可能性が高いものと思います。こうして自分を振り返ると、折り返し地点が迫ってきていることに、我ながら驚いてしまいます。あさかぜのOBで現在赴任している先輩弁護士を見ていると、いかにも頼もしく、まだまだとても及ばず心配してしまいます。あと1年程度で、本当に一人前の弁護士になれるのかどうか、いささか不安に駆られるところではありますが、あさかぜでの日々の業務を通じ、事務所経営・事件処理を学び、一つ一つ積み重ねていきたいと思っています。

未熟な点も多い私ですが、これからも引き続き、より一層のご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

Report

あさかぜ基金だより ～あさかぜQ&A～

弁護士法人あさかぜ基金法律事務所 弁護士

河野 哲志 (67期)



Q. あさかぜって？

A. あさかぜ基金法律事務所は、九州弁護士会連合会が、九州内の弁護士過疎地域に赴任する弁護士を養成するために基金を作り、平成20年9月、その基金から資金を拠出し設立した都市型公設事務所です。同様の都市型公設事務所としては、北海道のすずらん基金法律事務所、東北のやまびこ基金法律事務所などがあります。

あさかぜという名称は、鉄道に造詣の深い斉藤芳朗・福岡県弁護士会前会長のアイデアで、九州を走っていた寝台特急あさかぜから名付けられたそうです。

Q. どこに行くか決まっているの？

A. 九州内の弁護士過疎地域という条件以外は決まっています。選択肢としては、①ひまわり基金法律事務所、②法テラス4号事務所、③日弁連偏在対応弁護士等経済的支援を受けての独立開業などがあります。

今までに15名の弁護士が、九州内の弁護士過疎地に赴任しています。

Q. ひまわりや法テラスとは違うの？

A. ひまわり基金法律事務所は、日弁連・各弁護士会が協力して設置を支援する過疎地型公設事務所です。法テラス4号事務所は、総合支援法30条1項4号にもとづき、国が設置しています。

いずれも、あさかぜからの赴任先の候補になりますが、それぞれ別組織です。

Q. どのくらい福岡にいるの？

A. 大体2年くらいです。

それぞれの弁護士があさかぜで養成を受ける期間は、赴任するタイミングなどによって、変わっ

てきます。ただし、最長でも3年以内と定められています。

Q. いま事務所に何人いるの？

A. 現在、所員5名(66期1名、67期2名、68期2名)と事務局2名が所属しています。

Q. 誰から指導を受けるの？

A. あさかぜは、委員会方式という運営方式を採っており、所長はいません。

各所員には、福岡県弁護士会所属の指導担当弁護士3名がそれぞれ選任されていて、共同受任などを通じて指導を受けます。そのほかにも、福岡県弁護士会の執行部経験者を中心にしたあさかぜ応援団や九弁連管内の弁護士との共同受任や事件紹介を通じて経験を積んでいます。

事務所経営に関しては、基金管理委員会と事務所運営委員会から指導・助言を受けています。月1回の割合で、事務所のメンバーのほか、運営委員会委員長や担当副会長も参加し、会議を開いています。ここでは、キャッシュフローデータに基づき、収入・支出の流れの把握に努め、経営ノウハウ等についてもアドバイスを受け、赴任地で事務所経営を行えるよう経験を積んでいます。

また、委員会活動や各種研修にも積極的に参加するようにしています。

Q. どんな事件が多いの？

A. 共同受任している事件はバラエティに富んでいます。弁護士過疎地での赴任を見据え、たくさんの種類の事件を経験できるのはありがたいことです。たとえば、破産管財人や後見人には、弁護士過疎地への赴任直後から選任される可能性があるからです。

単独で受任する事件では、刑事、債務整理、離婚などが多い印象です。

Q. 赴任したらずっと司法過疎地にいるの？

A. 弁護士過疎地に赴任した後の選択肢は弁護士それぞれの自由です。

ひまわり基金法律事務所の任期は2～3年(延長可能)となっていて、選択肢としては、その地で自分の事務所として定着したり、別の弁護士に引き継いで独立したりすることが考えられます。

定着できるかどうかについては、単純に経営上の問題だけではなく、生活圏が限られ人間関係が

密接になるとともに、事件処理数が増える毎に事件関係者・利益相反関係が増えてしまうといった難しい問題があったりします。

任期終了後、九州各地で独立開業することも多く、指導担当弁護士に誘われてその弁護士の事務所に入所したケースもあります。

あさかぜは、九州、福岡の皆さまに、支えられています。他にご質問があれば、是非お問い合わせください。今後とも、あさかぜへの温かいご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

ひとりひとりに寄り添う活動を目指して



法テラス高森法律事務所

熊本県弁護士会会員

細谷 文規

Hosoya, Fuminori

◎自己紹介

私は、2008年12月に弁護士登録をして、1年間、福岡市にある弁護士法人あさかぜ基金法律事務所にて養成を受けさせていただきました。あさかぜ基金法律事務所は、九州弁護士会連合会が九州・沖縄の弁護士過疎地に赴任する弁護士を養成するために基金を拠出し、その支援を受けて設立された法律事務所です。養成期間中、福岡市内の4名の弁護士に指導担当となっていていただき、様々な事件を経験させていただきました。そして、2010年1月、法テラス高森法律事務所の開所と同時にスタッフ弁護士として赴任しました。

◎熊本県弁護士会について

熊本県弁護士会は、会員数が207名(2011年2月1日現在)で、顔の見える関係です。赴任直後に弁護士会の新年会に参加させていただきましたが、多くの先生から歓迎と励ましのお言葉をいただきました。また、現在、4つの委員会に所属していますが、いずれの委員会でも、事件と向き合うに際して心配なことがあればいろいろと助言をいただくことができます。このほか、登録10年未

満の若手弁護士の会にも参加させていただいています。年に数回、修習61期の同期会もあり(幹事さんありがとうございます)、よい気分転換の機会になっています。

熊本県内には6つの裁判所支部がありますが、諸先輩方のご尽力により、現在、ゼロ・ワン地域は解消されています。

◎法テラス高森法律事務所の紹介

事務所のある高森町は人口約7000人の町で、大分県の竹田市、宮崎県の高千穂町に接しています。事務所からは北に阿蘇山、南に阿蘇の外輪山を望むことができます。標高が約540メートルあり、夏は涼しくて過ごしやすいのですが(自宅にはエアコンがありません)、冬の寒さは私にとっては比較的厳しく、窓の結露が凍ることも度々あります。

事務所は、現在のところ、弁護士1名、事務員1名の体制です。しかし、事件数も徐々にではありますが増えつつあり、また、防犯上の問題もあることから、事務員が増員される見込みです。

管轄の地方裁判所は熊本地方裁判所阿蘇支部です。阿蘇山を隔てた反

対側にあり、事務所から車で40分くらいのところになります。阿蘇支部管内の人口は約6万9000人(2005年10月1日現在)で、管内には当事務所のほか、阿蘇山の北に位置する阿蘇市に阿蘇ひまわり基金法律事務所があります。また、事務所から徒歩10分のところに独立簡裁である高森簡易裁判所があります。

◎業務の内容

1 赴任直後の感想

福岡市内で養成を受けていたときと比べて、高齢の相談者が多いという印象を受けました。また、比較的、林業や農業に従事している方が多いようです。

苦労した点は言葉や地名の問題です。私は関東出身で、福岡で1年養成を受けていたとはいえ、とりわけ



事務所内の様子

高齢の方は何とおっしゃっているのか分からないことが数多くありました。また、地名の読み方も所在地も分からないことばかりでした。何度も相談者のお話を中断させてしまいましたが、このようなときはご本人に聞くのが一番と体得しました。

このように土地勘もなかったうえ、長いこと車を運転しておらず、赴任の1週間ほど前に車を購入したばかりであったため、しばらくの間はヒヤリ・ハットが多い毎日でした。現在でも、カーナビに頼りきりですが、画面に出てこない目的地にたどり着くのに四苦八苦することもしばしばです。

2 民事事件

民事事件については、赴任から11か月の2010年11月末までに約150件の相談を受けました。このうち9割程度が民事法律扶助相談となっています。

相談者の多くは高森町や隣の南阿蘇村、山都町から来られますが、県をまたいだ宮崎県からの相談者もあります。高齢の方の多くは親族の方などとともに事務所に来られるのですが、事務所まで来ることのできない方には出張法律相談を行うこともあります。

相談内容としては、債務整理が約5割、離婚や相続などの家事が3割程度、その他民事事件が2割程度であり、近隣紛争や親族間の使用貸借などの相談が比較的多いように感じられます。赴任から11か月間で受任した事件は、40件(うち債務整理が21件)でした。

3 刑事事件

刑事事件は、手持ち事件が3件程度で推移しています。法テラス熊本

法律事務所の松林弁護士とともに裁判員裁判も担当しています。

私が今までに受任した事件はすべて熊本地裁本庁で公判が行われたため、身柄が裁判所近くの拘置支所にある場合、接見に行くのに車で片道1時間半程度かかりました。また、受任している事件の被疑者が熊本市内の別々の留置場に勾留されていることもあり、接見だけで一日がかりになることもあります。なお、地裁阿蘇支部管内の警察署には被疑者を勾留することができる施設がなく、最も近い留置場は車で40分程度のところになります。

●おわりに

赴任して1年、毎日、迷ったり悩んだりしながら過ごしてきましたので、正直に言って「道しるべ」になるための活動などできていないのではないかと不安になることもあります。

しかし、とにかくこの地で多くの人が弁護士を必要としていることはひしひしと感じています。数年前に息子が使った携帯代金を払えという手紙が来てお金を払ったら、また払

えという手紙が来たという相談者、(時効であるにもかかわらず)しつこく督促が来て払えずに途方に暮れている相談者、物損の交通事故を起こして何十回も謝ったが誠意を見せろと言われて憔悴しきっている相談者…。こうした相談者に安心してもらえるように相談のスキルを高めるとともに、何よりも一刻も早く相談に来てもらえるようにするため、諸機関との連携を強化していくつもりです。

これからも、弁護士に相談するのは初めてという相談者の思いをきちんと受け止め、目の前の相談者ひとりひとりに寄り添う活動をしていくことが「道しるべ」への一歩になると信じて、全力で業務にあたりたいと思います。



事務員の谷川さん

元気で活躍しているようですね！

細谷さんはあさかぜ基金法律事務所の弁護士としてスタートしましたが、最初の4カ月間だけ、私が所属する赤坂協同法律事務所に通って、私や他の弁護士と共同受任して事件活動をしました。そのころの細谷さんの印象は、仕事に前向きで熱心でしたが、非常に慎重で、自分で納得できないと前に進めないというタイプの青年でした。弁護士過疎地に赴任すると、多くの困難な事件に直面するので、苦労するのではないかと心配していましたが、その必要は全くなかったようです。奮闘記を読んで、細谷さんは150件もの相談をこなすなど、弁護士として大いに成長しているのを感じ、うれしく思いました。

これからも事件を通して学び、それを財産にして、新たな事件に挑戦していくという気持ちを忘れずに頑張ってください。また、早く家庭をもつ努力の方も怠らないように！

from 藤尾 順司 (福岡県弁護士会会員)

公設事務所だより

津々浦々にひまわりの花を

島原での任期を振り返って

[島原中央ひまわり基金法律事務所]



長崎県弁護士会会員

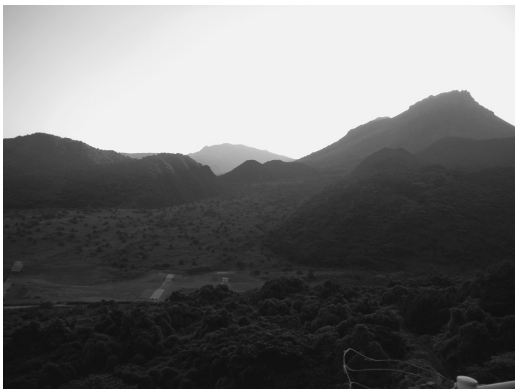
吉澤 愛

Yoshizawa, Ai

1 はじめに

島原中央ひまわり基金法律事務所の初代所長の吉澤愛です。

ロースクール時代に、当時法テラス可児法律事務所で執務されていた太田晃弘弁護士の講演を聞く機会がありました。そこで初めて弁護士過疎問題(当時はまだゼロワン地域がたくさんありました)の存在を知り、弁護士のところにとどりつけない人々が少しでも減るようにするために、自分に何かできることはないかと考えるようになりました。



雲仙普賢岳とかつての土石流の流路(中央は砂防ダム)

司法修習(新61期・東京修習)を終えた後、福岡県の弁護士法人あさかぜ基金法律事務所です2年間研鑽を積みました。この事務所は、九州・沖縄地域の弁護士過疎地域に赴任しようとする弁護士を養成するための都市型公設事務所です。

福岡での修行を終えたのち、縁あって長崎県島原市で公設事務所を新規開設し、赴任することになりました。

2 島原半島の紹介

島原半島は、長崎県で一番高い山である雲仙普賢岳を中心に、有明海をはじめ周囲のほとんどを海に囲まれた土地です。

22年前に発生した雲仙普賢岳の火砕流・土石流は、半島に大きな爪痕を残しました。今でも、道の駅に行くと、土石流に埋もれた家屋をそのまま保存してありますし、被災した旧大野木場小学校もそのまま残されており、当時の様子を実感することができます。

しかし、島原半島は普賢岳の恩恵も受けています。湧水や温泉といった多様な自然環境にも

恵まれ、半島全体が世界ジオパークに登録されています。温泉の泉質は、島原地域、雲仙地域、小浜地域で全く分かれており、温泉好きにはたまりません。休日には、ハーレーに乗った方々がどこからともなくやってきて、峠道のツーリングを楽しむ光景も見られます。

島原半島は、農業や漁業が盛んな土地です。じゃがいもは北海道に次ぐ全国2位の生産高を誇り、本当においしいです。トウモロコシも、島原のお米も、他の土地とは違うおいしさです。海産物は、特にフグ(こちらでは「ガンバ」と言います。)とカニ(こちらでは「ガネ」と言います。)が有名で、どちらも普通にスーパーでパックに入って売られています。

ところで、遠隔地から何か品物を送ってもらおうと思って注文するときなどに、よく「島原は、離島ですか?」「島原にはセブンイレブンはありますか?」などと聞かれるのですが、島原「半島」と名乗るだけあって、島原は島ではなく、隣接する諫早市と地続きになっています。それに、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど主要なコンビニばかりでなく、マクドナルド、モスバーガー、ユニクロ、西松屋など、普通の国道沿いにある店舗は大概揃っています。ないのは、ケンタッキーと映画館くらいでしょうか。

島原にあるのは、何もお城や武家屋敷ばかり



まゆやまロードから見た有明海と対岸の熊本県の風景

ではありません。グルメと観光スポットに事欠かない島原半島に、ぜひ一度遊びに来て下さい。

3 島原半島の司法状況

島原半島には、島原市、雲仙市、南島原市の3つの市がありますが、2013年5月末現在、3市合計の管内人口は14万6319人です。この3市を管轄するのが、長崎地方裁判所島原支部です。

島原半島は、以前は弁護士過疎の進んだ地域でした。もともと当事務所のあった場所には、島原半島第1号の公設事務所として島原ひまわり基金法律事務所があり、初代所長の金昌宏弁護士、2代目所長の八木義明弁護士が執務されており、その後八木弁護士が定着され、同じ場所で執務を続けることとなりました。ただ、それでもゼロワンが解消しきれないということで、すぐ近くに島原半島で2番目の公設事務所として有明ひまわり基金法律事務所が設立され、島原半島内に法律事務所が2か所あるという状況になりました。その後、2010年末に八木弁護士が事務所を移転されることとなったため、当事務所が島原半島で3番目の公設事務所として、2011年1月25日に新規開設するに至ったわけです。

しかし、弁護士過疎の状況は少しずつ変化を見せてきています。現在、支部管内には、当事務所のほかに、有明ひまわり基金法律事務所と法テラス雲仙法律事務所があり、さらに最近になって島原市内に弁護士法人の支店が2か所できました(それぞれ常駐弁護士がいます。)。したがって、現在、弁護士1名あたりの管内人口は2万9000人余りという計算になります。

さらに、車で1時間余り走れば、諫早や長崎といった比較的弁護士の多い地域へのアクセスが可能です。今後は、そういった地域の弁護士事務所との競争も、視野に入れなければいけな

いかも知れません。

島原では、法曹三者の交流も盛んです。島原支部長と島原の副検事と地元の弁護士で、暑氣払いと忘年会をするのが恒例になりつつあり、いつも楽しい飲み会となっています。小規模支部ならではの居心地のよさがあります。

4 | 事務所の紹介

当事務所は、裁判所から歩いて1分ほどのところにあり、道路を挟んで島原市役所がありますので、裁判所に行くのも市役所相談に行くのも、非常に便利です。

事務所を開設した当初は、思うように事件数が伸びなかったのですが、ホームページを立ち上げてからは、熊本などからも相談者がいらっしゃるようになりました。

法律相談の傾向としては、遺産分割の相談と離婚の相談が群を抜いて多く、慰謝料請求などがその次くらいに多く、その他のジャンルはそれほど偏りなく相談が入る、といった状況です。

現在の手持ち事件数は、一般民事・家事39件、クレサラ6件、刑事4件、管財2件、後見・保佐・後見監督(成年・未成年)15件、特別代理人4件、行政事件1件です。

他県の弁護士が島原での出張クレサラ相談会をたびたび開いているためか(よくチラシやCMが入ります。)、当事務所にはあまりクレサラ相談が来ません。手持ちのクレサラ事件は、破産申立と過払請求が半々くらいで、任意整理を選択する比率は低いです。

その代わり、当事務所では一般民事・家事事件の件数が多く、さらに(ありがたいことに)裁判所から管財事件や後見事件の打診を比較的頻繁にいただいています。

結果として、当事務所の事件は、定型的に事務処理を進めていけるものはほとんどなく、



事務所の外観(3階)

1件1件歯ごたえのある事案ばかりです。特に管財事件は、自分も猛勉強しながら事務局に指示を出し、任せられるところは任せています。

現場を見ないと分からないことも多いので、管財事件や刑事事件では、基本的に現場に必ず行くようにしています。それに、最近は遠隔地の裁判所の期日も多く入るようになりました。そのため、弁護士の事務所不在率はかなり高いです。新車のフィットに乗って、カーフェリーで熊本家裁に行ったり陸路で福岡高裁に行ったり、時には地元の狭い農道に迷い込んでUターンに苦労したりしています。

たまに事務所にいるときは、弁護士がまず格闘して書面を作って、そのあと事務局が一気に忙しくなるというパターンが多いです。そんな毎日です。

5 | 引継ぎについて

私の任期は、2014年1月末日までです。2014年2月から、弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所の平野正也弁護士が着任することになりました。人当たりのよさと芯の強さを併せ持った、得がたいキャラクターの弁護士です。

島原で仕事をするのもあと半年となりましたが、日頃の事件処理と事務所の引継ぎと両方をバランスよくこなしていこうと思います。

津々浦々にひまわりの花を

日本西北端の島の弁護士として

[対馬ひまわり基金法律事務所]



長崎県弁護士会会員

伊藤 拓

Ito, Taku

1 | 本稿の目的

本稿の目的は、「日本の司法過疎問題の現状を伝えること」です。

これまでの諸先輩方の熱心な取り組みにより、ゼロワン地域がほぼ解消されました。ゼロワン解消とは、地方裁判所支部管内の弁護士人口が2人以上になったことをいいます。

私は、韓国との国境に浮かぶ島で日々業務に当たっています。司法サービスが津々浦々まで、十分に行き渡ったという実感はありません。対馬市には、島の南部に長崎地方裁判所厳原支部があり、北部に上県簡易裁判所があり、北部の簡易裁判所管轄地域には弁護士がいません。対馬北部から南部の法律事務所まで車で2時間近くかかるため、事実上司法サービスを受けられない方が多数います。

本稿では、2年半の対馬での弁護士活動をお伝えし、司法過疎問題の現状をお伝えしたいと思います。

2 | 対馬とは

対馬とは、長崎県に所属する離島の一つで、

日本の西北端に位置し、韓国まで直線距離で約50キロと、釜山の夜景や花火大会を対馬から眺めることができるほど近いです。

人口は約3万3000人、世帯数は約1万5000世帯、面積は、淡路島よりも大きく、南端から北端までは道路で約90キロあります。島の面積の89パーセントは山林であり、島全体に500メートル級の山々がそびえ立ち、無数の湾に小さな集落があり、民家が軒を寄せ合っています。

対馬は、もともと六町に分かれており、2004年に合併して対馬市になりました。主な産業は、漁業・土木建設業であり、平地が少ないため農業人口は少ないです。

対馬は、「古事記」では、イザナキとイザナミの男女二神が生んだ大八島国の一つとされており、多数の神社を島内の各地に見ることができます。江戸時代には対馬府中藩が、韓国釜山に外交の窓口である倭館を設け、対馬藩士を駐留させるなど、朝鮮外交を統括しました。日露戦争では、対馬沖がバルチック艦隊と日本連合艦隊との激戦の舞台となりました(日本海海戦)。対馬北部の「西泊(にしどまり)」という小さな漁

村では、日本海海戦で落ち延びたロシア兵を村民が手厚く看護したという逸話が残っております。そのほか、旧日本軍の要塞跡などが山奥に分け入ると現れ、天空の城ラピュタのような幻想的な趣を感じることができます。

3 韓国との交流など

対馬は、韓国第2位の経済規模を有する釜山から高速船で片道1時間10分(比田勝港)の距離にあります。そのため、韓国からの旅行客がとても多く、2012年には年間15万人、2013年はさらに増加する見込みです。対馬市を挙げて韓国人観光客誘致に力を入れており、対馬市内の飲食店にはハングル表記のメニューが併記され、街中の観光表記にもハングル文字が併記されています。

韓国資本も対馬市に流れ込んでおり、対馬市厳原町の街中には韓国人経営者の店が軒を連ねています。そのため、韓国人同士のトラブルも頻発しており、依頼者・相手方をいずれも韓国人とする事件を担当することもあります。訴状などの訴訟資料を韓国語に翻訳してもらったり、韓国人通訳に同行して建物明渡しの強制執行に向かったりしました。

そのほか、中国人やフィリピン人が関わる事件もあり、外国人事件を定期的に受任しています。法規範に対する意識の重さや、行政庁や裁判所に対する信頼の度合いなど、国ごとに感覚が違うのだと知りました。

4 対馬での業務

当事務所は、事務職員3名(内配偶者1名)、弁護士1名の4人体制です。対馬市には、法テラス対馬法律事務所と当事務所があり、弁護士が各1名常駐しています。

相談件数は、社会福祉協議会などでの相談会を除けば、ひと月15件くらいだと思います。ひと月の受任件数は、民事・刑事合わせて、少

ないときで2〜3件、多いときで8件程度あります。事件の内容は、債務整理、離婚、成年後見、相続、労働問題、会社関係など多岐にわたっており、債務整理が3〜4割、離婚相続が3割、その他が3割くらいです。調停、訴訟、強制執行や仮処分と、弁護士業務全般に一通り取り組んでいます。

対馬市では、市民の契約に対する意識が低く、契約書の持つ意味を十分に理解せずに高額な金銭消費貸借契約について、債務者との人間関係だけで連帯保証人になっていたり、請負契約の具体的な施工内容を書面化せずに高額な工事を始めてしまったり、私的に作成した賃貸借契約書に解除条項が明記されていなかったりなど、トラブルになったときに大変解決に苦勞することが多いです。

私は、対馬市や長崎県の協力を得て、対馬市の皆さんの法律知識の充実や契約に対する意識を向上する取り組みをしています。市役所の職員対象の勉強会や、老人会の勉強会などで、契約書を作成する大切さや、契約書の不備等があったためにトラブルになった具体例などを紹介しています。

5 司法過疎は解消していない

対馬は、南北に広く小さな集落が無数に点在しています。独居老人が多く、交通手段はバス



出前授業での写真

や乗り合いタクシーしかなく、法律事務所に行こうとまではなかなか考えてもらえません。ご老人たちは、借金、境界、先祖代々の土地の相続、生活保護など様々な問題を抱えています。しかし、それを弁護士に相談しようと思ってくれる方は極めて少数です。

私は、対馬保健所、対馬市、社会福祉協議会などの各機関と連携し、法律相談以外からも事件を探知できる方法を模索しています。例えば、地域の民生委員や区長(※各地区の代表者、通常は任期1～2年で持ち回り制)から問題がありそうな独居老人についての情報提供を受け、行政の対応できること、弁護士の対応できることをケース会議などで話し合い、対応を考えていくことなどを行っています。

今後は、法律知識をわかりやすく対馬市民の皆さんに伝え、ご自身で法律問題の存在を疑い、弁護士に相談に来てもらえるようにしていきたいと思います。市報での法律知識の連載や、チラシの無料配布など、法律知識に興味・関心を持ってもらうように努めていきたいと思っています。

6 対馬での弁護士活動の魅力

対馬での弁護士活動の魅力は、やりがいを感じられることです。対馬では、福岡や長崎の法律事務所に船や飛行機で依頼をしに行くことは困難であり、対馬の弁護士しか頼ることができない方がたくさんいます。そのため、対馬の弁護士の果たす役割はとても大きいです。依頼者から、「相談して良かった」などの感謝の言葉をいただくと、心からうれしいと感じます。

7 対馬各地を回る

私は、長崎県弁護士会の法教育委員会出前授業として各地の中学校に赴き、1学年7名の生徒たちと円形に並べた机で法律問題について議論をし、楽しく法律問題の基礎を身につけてもら

いました。また、出張相談でご高齢の方のご自宅に赴き、こたつに入ってお茶を飲みながらお話に耳を傾けました。北部の海岸線を車で走っていると、携帯電話が突然音を立て、「海外ローミングサービス、接続しますか?」と韓国からの電波を拾ってしまい、驚くこともありました。FMはもちろん、AMラジオも聞こえなくなります。そんなときは、対馬出身のアーティスト「MISIA」を聴いて孤独感を和らげています。

8 ひまわり基金法律事務所の 所長弁護士として

ひまわり基金法律事務所の所長として活動することは、とても大変です。私は、赴任当初、その業務の大変さに、本当に自分がやっていけるのだろうかと真剣に悩みました。もうだめだと思ったり、もう辞めようと思ったことも何度もあります。しかし、これまで2年半にわたり業務を続けることができました。これはすべて日弁連公設事務所・法律相談センターや支援委員会等の皆様の惜しみない支援のおかげです。私は、国境に浮かぶ離島にいるけれども、決して一人ではなく、支えてくれる人たちのことを思いながら仕事をすることができます。対馬に来て、本当によかったと思っています。これからも、少しでも対馬の皆さんのお役に立てるよう業務を続けたいと思います。



事務局と弁護士



宮崎県弁護士会会員

坂巻 道生

Sakamaki, Michio

津々浦々に ひまわり の花を

小林ひまわり日記

〔小林ひまわり基金法律事務所〕

1 はじめに

「自由と正義」愛読者の皆様、はじめまして。62期の坂巻と申します。私は、2009年12月に弁護士登録をし、2012年4月1日、前所属の福岡県弁護士会から宮崎県弁護士会へ登録換えにより、初代所長の安里学弁護士（現：沖縄弁護士会）から絶大なる信頼を受け、小林ひまわり基金法律事務所の2代目所長に就任しました。

小林市は、宮崎県の南西部に位置し、人口は4万5800人ほど、農業や畜産業が盛んな地域です。市内で車を運転していても、トラックに乗った牛や豚を目にすることがあり、そのつぶらな瞳に吸い込まれそうになりますが、今後待ち受ける命運が頭によぎったとき、自分の甘い考えを改めさせられます。昨今、地域の方がフランス語に聞こえるという小林市のプロモーション動画がYou Tubeで公開され、話題になりました。

小林市には、独立簡易裁判所である小林簡裁があり、小林市と隣接するえびの市、高原町を管轄し、管内には法律事務所は一つしかありません。これら2市1町を併せ、旧くは「西諸県」と言われますが、県外の方には、「さいしょけん?」「宮崎県の中に別の県があるの?」と言われるのがオチです。正しくは「にしもろかた」と読み、都道府県とは関係ありません。ちなみ

に、設立当初、当事務所の名称は「小林・えびの・西諸地区ひまわり基金法律事務所」を正式名称としていましたが、前任の安里弁護士と私の協議が行われ、「接見の面会簿に事務所名を書くのが面倒」「まあ、長いよね」という至極もったもんな理由により、代替わりのときに、「小林ひまわり基金法律事務所」に名称を変更しています。

西諸県を管轄する地裁は、宮崎地裁都城支部になりますが、私の事務所からだと、車で約1時間かかります。そのため、地裁都城支部に行く往復だけで2時間以上かかります。事務所に行くことなく、一日中、車を運転していることも多々あります。走行距離は、年3万キロほど、赴任当初新車で購入した車は、総走行距離現在14万キロに至っています。



通勤途中に花をめでる

私は、千葉県で育ったため、身内も関東、東北近辺に固まっており、宮崎どころか、九州自体に全く地縁はありません。しかし、当地で生活して早4年近くが経過しますが、それなりに毎日の生活を楽しんでいます。地域の方々も温かい人ばかりで、見ず知らずの方でも、道ですれ違うと私に挨拶をしてくれます。

全国ウン万人読者を擁する自由と正義に、紙幅を与えていただき光栄なのですが、私は、元来、不器用な性格で自分をアピールすることが苦手なので、これ以上、書くことはありません。そこで、以下、私が毎日記している日記を特別に公開し、第三者の厳しい目で私の活動を精査していただきたいと思います。

2 小林ひまわり日記 (ひまわり組 さかまき みちお)

(1) 2月 雨

今日は、弁護士になってから2年間住んだ福岡から、小林に引っ越します。

福岡では、「あさかぜ基金法律事務所」という事務所に所属していました。あさかぜ基金法律事務所は、九弁連、福岡県弁護士会の支援の下、九州・沖縄地域の弁護士の少ない地域に派遣する弁護士を養成するために設立された事務所です。事務所の偉大な先輩方は各地に赴任し、頼もしい後輩たちは、地方への赴任のため、今も福岡で一生懸命勉強しています。「あさかぜ」に関しては、九弁連と福岡県弁にそれぞれ委員会が設けられ、事務所運営に日常的に関わります。委員会所属の先生方は、司法過疎の問題に情熱をもって取り組んでいる方ばかりです。

福岡を離れるのは、ちょっぴり名残惜しく、一人で見ず知らずの土地に行くことは、不安もありますが、これはこれで、とても気分を高揚させるものです。

福岡から小林へは、高速バスで行きました。だいたい3時間くらいかかります。

小林に着き、引っ越しの荷物を自宅マンショ

ン（事務所から徒歩2分。エレベーターなし、4階）で受け取ってから、事務所に挨拶に行きます。事務所では、安里弁護士が出迎えていました。「ようこそ！小林へ！！」

(2) 3月 曇

今日、初めて事務所で法律相談を受けました。その相談は、畜産業を営む方からの相談です。むむっ、「肥育牛？？」「牛の識別番号？？」。ぼくには何を言っているか分かりません。しかし、それに対して安里弁護士は淡々と答えていました。

(3) 4月 晴

今日は、社協の無料相談。部屋で待っていると、社協の方がやってきて、深刻そうにぼくに問いかけます。「次の方は年配の方で、シティーボーイのサカマキさんには聞き取れないと思います…」

そう、この地の公用語は、由緒正しき「西諸弁」。特に、ご年配の方は、よそ者を寄せ付けないほど、華麗に「西諸弁」を操ります。

社協の担当者は、「私が通訳として同席しましょうか」と提案してきます。

ぼくは、一度お話しして、理解できなかったらお呼びします、と答えて、相談に入りました。結局、担当者の方を呼ぶことはありませんでした。

人間同士、言葉を超えて、通じ合うことができることを知りました。



事務所前通勤風景

(4) 5月 雨

今日は、土地境界問題で相談を受けた方について、現地調査に行きました。車1台がようやく通れる道路を伝って、現場にたどり着きました。

熱心に手招きする手にひかれ、現地に入ってしまったぼくは、大きな過ちを犯したことに気づきました。宅地と田んぼの境界、それは、ぬかるみのあぜ道だったのです。

ああ、なぜ長靴を用意せず、革靴で来てしまったのだろう。一步、一步、足をぬかるみに踏み入れる度に、後悔だけが頭をよぎります。

ちなみに、土地の境界に関する相談は多く、今回の土地隣接者による境界の主張についての相違は、3、4センチほどのわずかな部分。係争部分の土地の価値も、微々たるものしかありません。それでも、「どっちでもいいんじゃないか」なんてことを思っただけはいけません。ご本人にとっては先祖代々から譲り受けた土地、絶対に負けられない戦いなのです。

帰り道、車のアクセルを踏む足は、泥まみれになっていました。

(5) 6月 晴れ

この日、事務員さんから、田植えがあるから仕事を休みたいと言われました。ぼくが、「田植えを手伝いましょうか」と提案をするも、「足手まといになるから結構です」とのことでした。

(6) 7月 雨

小林市では、まれに宮崎県外の弁護士や司法書士による「債務整理無料相談会」が開催されることがあります。この日、ぼくの事務所に相談に来られた方は、この無料相談会に行き、「『小林ひまわり』に電話をしてみてください。」と言われたそうです。

話をしてみると、「小林ひまわり」のことは知っていたが、距離が近く、知っている人がいるのかもと考え、行きづらく感じたそうです。

そういえば、ぼくが福岡にいたころも、わざわざ県外から法律相談センターにやってくる方がおり、話を聞くと、地元では相談しづらい、

と言っていました。

公設事務所として、地域での役割を果たしていきたいと思いました。

(7) 8月 晴れ

この依頼者は、ぼくに対し、理不尽な怒りを伝えてきました。怒りの対象は、相手方の代理人（司法書士）です。いわく、「アイツは、娘の同級生で、子どものころから知っている。昔はお菓子をあげていたんだ。」「お菓子をあげたのに、自分に刃向かって来た。」

地域で生活をし、特有の濃密な人間関係に組み込まれると、同じ場所で弁護士として活動していくことに困難を感じることがあるのだと思いました。（ちなみに、名誉のために言うと、相手方代理人の活動は正当で、何ら非はありません。）

(8) 9月 雨

この日の昼、ぼくは定食屋さんで、チキン南蛮定食を食べていました。ふと見上げたテレビの全国ニュースに西諸管内で発生した刑事事件の速報が流れます。むむっ、事件は現場で起こっている。そして、チキン南蛮を完食したぼくは、警察署へと急ぐのでした。

3 さいごに

以上、私の極めて日常の日記でした。そして、突如やってくる国選依頼に慄きながら、今日も私は田舎の弁護士として悪戦苦闘しています。



朝の挨拶

法テラス徳之島開設から1年



法テラス徳之島法律事務所

鹿児島県弁護士会会員

小池 寧子

Koike, Yasuko

1 自己紹介

私は、2011年12月に弁護士登録をし、九州管内の司法過疎地への赴任を前提として、福岡市内にあるあさかぜ基金法律事務所において養成を受けました。そして、2013年8月1日に開所した法テラス徳之島に同日付で常勤弁護士として採用され赴任しました。

2 徳之島について

「徳之島」と聞いて、泉重千代、徳洲会病院、闘牛などのワードを連想することができた方は、立派な徳之島ツウです。徳島県と違うの?それどこ?といった反応もよくみられるところですので、まずは徳之島の紹介をします。

徳之島は、鹿児島県本土と沖縄県の間にある奄美群島にある島のうちの一つで、人口2万5000人ほどの島です。

おもな産業は農業であり、奄美群島の中でも一番のさとうきびの産地です。どこに行ってもキビ畑があります。長寿子宝の島としても有名であり、ギネス記録を持っていた泉重千代翁の出身地で、空港の名前は徳之島子宝空港です。

3 奄美群島の交通と司法アクセスについて

徳之島ってどうやって行くの?とよく聞かれますが、鹿児島空港から飛行機で1時間強で着きます。その他、鹿児島からのフェリーも島民はよく利用しますが、こちらは鹿児島港から15時間かかります。

また、事務所があるのは「徳之島」ですが、徳之島のさらに南に位置する「沖永良部島」と「与論島」からも相談を受けたり依頼を受けたりしています。その2島には徳之島からは基本的に1日1便のフェリーに乗るしかありません。それぞれの島間はフェリーで2時間から2時間半くらいです。ちなみに、与論島からまた2時間半ほどフェリーに乗って南に行くところ沖縄本島の北部にある「本部港」に着くというような位置関係です。

徳之島は、地方裁判所の管轄としては鹿児島地方裁判所名瀬支部であり、徳之島には簡易裁判所と家庭裁判所の出張所しかありません。しかも、裁判官が常駐していないため、簡裁の期日は1か月に1回、家裁の期日は2か月に1回、それぞれ集中して3日程度開かれるのみです。地裁事件だと奄美大島まで出かけてい

かなければなりません。

奄美大島にはフェリーか飛行機で行きますが、フェリーの場合は、徳之島から奄美大島に行くときには午後5時発で午後8時半着、その帰りは午前5時50分発で午前9時10分着という時間しかないのです。期日を日中に行うことを考えると2泊3日の日程になってしまいます。飛行機の場合も午後1時10分の期日以外は日帰りができませんので、裁判所にはその時間に入れてもらうようお願いをすることもあります。

似たようなことが沖永良部島からの相談者の方にもあるため、沖永良部島からの相談者の方の場合は、夕方5時以降あるいは朝8時からの相談も受け付けることにしています。

このように交通としては大変不便です。島内はさほど広くないので、どこでもすぐに行けますが、ひとたび島外となると天気の影響を受け欠航なども多く、予定通りにいかないというのはしょっちゅうです。飛行機が飛ばずに裁判官が来島できず期日が中止になったり、また、その逆で自分が島から出られず期日が延期になったりということもあり、島というのは本当に大変だなあと感じています。

4 事務所について

事務所は、現在弁護士1名、事務職員2名の体制で執務を行っています。

2013年8月1日に事務所を開所して以来、1年間で300件弱の相談を受け、60件弱を受任しました。相談で一番多いのは家事事件で80件弱、ついで不動産関係50件強、債務整理関係が40件強と続きます。

また、徳之島は奄美群島の中でも刑事事件が多く、刑事事件に多くかかわることになるのかとも思っていたのですが、徳之島警察署には警察組織のスリム化の影響で留置課がなく、必ず奄美大島で勾留されます。裁判も奄美大島で行われる関係もあり、刑事事件は逮捕段階で当番弁護士として接見に行くことが数回あったものの、ほぼ受任していません。

5 弁護士としての活動について

事務所が開所して1年が経過し、相談件数は若干減ってきていますが、現在でも月に15件～20件くらいのペースは保っており、その他に受任している事件の処理など通常の弁護士業務で精一杯で、法テラスが推進する関係機関との連携などには力を入れることができていない状態です。

相談数の割には受任件数が少ないのではないかと感じられた方もいらっしゃるでしょうか。それは、比較的相談数の多い、不動産関係の事件をあまり受任することがないということが原因の一つにあります。この不動産関係の事件の多くは、境界線にまつわるものです。もちろん隣人との境界線争いもありますが、役場に対する不満などもあります。

相談では、「ウンボで境界線の崖を崩された」「畑総の区画の決め方がおかしい、土開連に文句を言いたい」「換地処分で変な土地を与えられた、役場の不正だ、選挙で応援している人が違うからだ」といっ

たものが本当に多いです。はじめは「ウンボ?」「ハタソー?」「ドカイレン?」と頭の中ははてなマークだらけでしたが、今では、よく聞き慣れた言葉になりました。言葉は聞き慣れましたが、ウンボで境界線の崖を崩された、と聞いても、正直全然状況がつかめません。境界線が「崖」というのもよくわからないですし、なぜ、それを崩せるのかというのかわからないのです。そこで、法律相談を現地で行うことも取り入れるようにしました。現場に行くと、相談者の方が何を訴えたかったかよくわかります。ただ、崖を崩されてしまった後なので、ここが崖だったんです、と言われると、よくここまで崩したなあ、と思うものの、崖があった当時の状況の証明があまりできなさそうなことや、そもそも、崖を崩されたのが40年ぐらい前の出来事だったりすることもあり、なかなか受任することはありません。

相談者からはしばしば「役場の不正」が口にされます。徳之島ではかつて政争があり、選挙があるときは、その応援合戦たるやすさまじく、機動隊が出動するほどだったのです。対立陣営の人間が町トップに立っている間に行われた行政的

な処分が不正だという主張を聞くことが多くあります。そういうこともあったのかもしれない、と思わず感じてしまうような事例もありますが、受任には至りません。

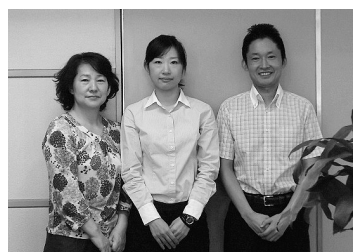
6 おわりに

最後に、鹿児島県弁護士会ニュースに寄せた原稿の一部である未来日記で終わりたいと思います。

未来日記～平成20年〇月〇日

色々あったけれど、今日で、無事に任期を終えることが出来ました。ここでの生活で人間的にも弁護士としても成長できたような気がします。少しでも島の皆さまの助けになることができていればいいなあ。

そんな未来を迎えられるようにこれからも一日一日頑張っていきたいと思います。



事務職員と

感心！初心忘れず！

小池さんは、あさかぜ基金法律事務所に入所して9か月目に、それまでに訪問した5地域7公設事務所の感想を「自分からその土地を好きになり、溶け込み、その土地の人の役に立てるような弁護士になりたい」と九弁連便りで述べました。それから1年後、新設の徳之島赴任に向けて「まずは、自分のいる場所のことを良く知って好きになり、できることから一歩ずつ」と抱負を述べ、赴任して半年後には「1個1個の事件・相談と丁寧に向き合い、少しでも島の方たちの役に立ちたいと思っていた思いが、今ではより一層強くなっています。とはいえ、島での一人の生活は寂しく挫けそうになるときもあります」と感想を述べました。そして、それから更に1年後、本文の未来日記に「少しでも島の皆さまの助けになることができていればいいなあ」と結ばれています。

本当に、朝8時からの法律相談など「初心忘れず」です。きっと、未来日記のとおり「島の皆さまの助けに」なっていると思います。

from 牟田 哲朗（福岡県弁護士会会員）

Report

あさかぜ基金だより・番外編

～徳之島より戻ってきました～

会員 いま い 今井 やす こ 寧子 (64期)

元・あさかぜ所員の今井(小池)寧子と申します。平成23年12月の弁護士登録と同時にあさかぜ基金法律事務所に入所しました。その後、平成25年8月1日より鹿児島県の徳之島に赴任し、3年の任期を終え、この度福岡に戻ってまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

初めての徳之島

忘れもしない、平成25年7月31日、私は生まれて初めて徳之島の地に降り立ちました。その年は、後に奄美群島全体で雨乞いをするほど晴天続きの日々で、私が徳之島に着いたときにも青い空と青い海、キラキラと輝く太陽に迎えられました。その輝く太陽に負けぬように私もこれからこの地で輝こうと決意を新たにしました。一方で、徳之島(子宝)空港に降り立ったときに、青い空などの次に目に入ってきたものが、「全国闘牛サミット」なる横断幕であり、これからの生活に一抹の不安を覚えたことはここだけの秘密です。

平成25年8月1日、法テラス徳之島法律事務所は、無事に開所の運びとなりました。奄美群島における2大地元紙である南海日日新聞と奄美新聞に取材に来ていただき、翌日には、奄美新聞ではなんとカラー写真付きで1面を飾りました。

その後、なぜか私の両親も出席し、なんだか結婚式の披露宴のようになってしまった開所式があったり、初めての島での台風を経験したりしながら(大変恐ろしい経験でした。)、徐々に徳之島での生活にも慣れていきました。

徳之島での活動

徳之島は、8つの有人島からなる奄美群島のうちの一つであり、人口2万5000人ほど、主な産業は農業(サトウキビ栽培)という(ちょっぴり賭け事も好きだけど)のどかなのどかな島です。

そんな徳之島での活動を少しご紹介します。

一番の思い出は、やはり「初めての管財事件」です。徳之島に赴任して比較的早い時期に依頼を受けたのですが、本当に何もかもが初めてだったので、軽く

パニックでした。にもかかわらず、私の主な任務は、闘牛用の牛の査定、その牛に価値があるのであれば換価すること、という困難を極めるものでした。なんと、私は、闘牛牛の管理者になってしまったのです。ひとまず、その牛を見に行かねばなりません。牛小屋をたずねると、大きくて、黒い牛が「ぶももも」と鳴いています。その牛は、800キログラムあるそうなのですが、それでも、階級は軽量級。大きい牛は1トンを超えるそうです。なお、闘牛用の牛の価値は、牛同士で喧嘩をさせてみないと分からず、勝数が多くなればなるほど、その価値は上がっていき、100万円を超える価格で取引されることもあるそうです。一方で、勝てない牛はただの牛。それどころか、食用の肉としては、筋肉ゴツゴツで、そう美味しいものではないので、2、3万円の価値しかないそうです。うんうん、勉強になりますね！

その他、「先生からは都会の香りがする」とお客様に言われてしまうほど都会育ちの私には、特に土地問題等では慣れないことも多かったですが、色々な方々の助けもあり、なんとか3年の任期を終えることができました。

徳之島とあさかぜと

紙面も尽きてきましたが、あさかぜだよりなので最後に大事なことを。徳之島史上、弁護士が常駐するのは私が初めてであり、それが使命感となる一方で、島に一人きりという孤独感に苛まれることも実は結構ありました。そんななか、あさかぜで指導担当をくださった先生方に事件の相談が出来たり、あさかぜ出身の先輩方にお話を聞いていただいたりして、仕事の面でも精神的にも支えていただき、あさかぜ出身で良かったなあと思うことが多々ありました。また、あさかぜにいと自然と色々な先生方と交流する機会が増え、それが赴任後の糧となっているなあと感じることもありました。

時代は変わっていきますが、あさかぜ共々今後とも何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

Report

あさかぜ基金だより

会員 いま い 今井 ひろし 洋 (64期)

はじめに

あさかぜ基金法律事務所から、司法過疎地である長崎県壱岐市の法テラス壱岐法律事務所に赴任し、平成28年10月をもって、3年間の勤務を終えました。

あさかぜでは、九弁連の皆様には様々なご支援やご指導を頂き、司法過疎地での勤務を終えることができたのはその賜物と思っております。御礼を兼ねて、壱岐の実情等をご報告させていただきます。

壱岐市のご紹介

長崎県壱岐市は、壱岐島全域がそのまま市であり、人口は2万8千人ほどです。長崎県ですが、福岡市との関係が非常に深く、福岡には、壱岐の人口を超える数の壱岐出身者やその家族がいるそうです。

島外との交通は、博多港へ高速船及びフェリーが1日10往復、唐津港へフェリーが1日5往復している他、長崎大村空港へ飛行機が1日2往復しています。

島内の公共交通機関は、バスのみですが、本数が少なく、普段の足として使うのは困難なため、ほとんどの人が自家用車で移動します。

高度経済成長期には、漁業や海運業、土木事業などを中心に活気があったようですが、現在は、どこもあまり景気が良くなく、地元紙などでは、民間の平均収入は、公務員の半分以上とされています。

司法過疎地での業務

壱岐市は、司法過疎地とされており、当然ながら、弁護士は少なく、私以外にはひまわり基金法律事務所の弁護士が1名いるだけでした。

業務について誰かに聞きたいことがあっても、すぐに相談できる環境ではありませんが、法テラスの電話相談のほか、あさかぜ時代にお世話になった福岡の経験豊富な先生方に電話やメールで相談することができ、弁護士として勉強できるとともに、精神的にも助けられました。

弁護士業務は、幅広いうえ、最近でこそ、マニュアル本も多く出るようになりましたが、まだまだ経験が物を言うことが多いと感じます。マニュアルにない実務的な知識や、知識に留まらない意識などを

教えていただけ、大変助かりました。

また、なかなか他の弁護士と話をする機会もないなか、業務で福岡や長崎市に行くと、大変温かく接して下さり、孤独感が癒やされました。

事件傾向等

あさかぜでは、指導担当の先生方と共同受任させていただき他は、自分で法律相談等で受任した債務整理や離婚などの家事事件といった扶助事件が多くを占めていました。

壱岐でも、多くは同様の扶助事件で、あさかぜでの経験が生きたと思います。

また、数は少ないですが、賃貸借や遺産分割、保全といった事件や、成年後見や破産管財、相続財産管理人といった裁判所案件もありましたが、あさかぜで指導担当の先生方と共同受任させていただいた経験が活かしました。

振り返ってみると、あさかぜで経験したことは、そのまま司法過疎地の業務に役立つものだったと思います。

ただ、数年前までは、弁護士事務所の存在を広めつつ、過払い等の債務整理が業務の中心でしたが、ここ数年は、債務整理事件の占める割合が、非常に低下しました。その代わり、家事事件の占める割合が多くなり、全国的な傾向と同じです。

おわりに

壱岐での相談者には、九弁連の先生方が行っていた法律相談センターで相談したという方や先代の先生方らに相談したという方もいました。

先達の先生方が続けてこられた過疎地対策で、弁護士への信頼を培ってこられたからこそ、私も壱岐の方から多くの相談を受けることができたのだと思います。

また、壱岐は、土地柄が素晴らしく、魚介は言うに及ばず、壱岐牛あり、温泉あり、弥生時代の王都であった原の辻遺跡もあり、皆様も一度来ていただければ日々の疲れが癒されることは間違いありません。

Report

あさかぜ基金だより

会員 しま うち 島内 たか ゆき 崇行 (65期)



1 はじめに

65期の島内崇行と申します。平成29年5月1日より、長崎県弁護士会から福岡県弁護士会へ登録換えました。

私は、平成24年12月に弁護士登録し、あさかぜ基金法律事務所において、2年間執務しました。そして、平成27年2月より壱岐ひまわり基金法律事務所所長として赴任し、2年間の任期を終えました。

私が司法過疎地での任期を満了することが出来たことは、一重に、あさかぜ時代に福岡県弁護士会の諸先輩方より賜ったご指導ご鞭撻のおかげ、さらには九州弁護士会連合会のご支援のおかげだと思います。

まずは、この場をお借りして御礼申し上げます。

2 壱岐の島民性について

(1) 私は、壱岐に赴任した直後、「壱岐島民は、農耕民族で争いを好まない」という話を、壱岐のある方から伺いました。

私は、赴任したてのころは半信半疑でしたが、任期を終えた今では、十分納得できる言葉です。

(2) まず、2年間の任期のうち、後半1年間は、刑事事件がほぼありませんでした。数えてみたところ、2件です。壱岐では、当番担当日を一月単位で区切り、壱岐ひまわり所長と法テラス壱岐スタッフの2人が、一月毎に当番担当日を交代していました。つまり、2人とも、1年の半分が当番担当日ということになります。それでもなお、受任した件数は2件でした。1年目は、少年事件含めて10件弱ありましたので、驚きの数字です。

そして、事件類型も、ほぼ窃盗(強盗ではない)でした。

(3) また、民事事件も、最初に相談に来る時、相談後に依頼する時、それぞれにハードルがありまし

た。そこには弁護士に相談したことや弁護士に依頼したことを知られたくないという思いがあるようでした。

壱岐は狭い社会で島民間の距離が非常に近い印象です。それ自体は素晴らしく、街を歩くと小中高生が元気よく挨拶してくれたことは、今でも強い印象として残っています。ただ、そういう島ですの、島の皆さんは弁護士に相談したことや弁護士に依頼したことが周りに知られ、わざわざ争いを大きくしていると思われることを、心配しているようでした。

3 弁護士に対するイメージについて

(1) そもそも、なぜこういった不安が生まれるのでしょうか。

(2) それは、やはり弁護士に対するイメージに原因があるのでしょうか。相談に来られた方が、「弁護士を間に入れて争いが大きくなるのが不安である」というニュアンスの言葉を、口にされていました。

私は、弁護士に依頼することは、争いが大きくなる前に紛争を解決する、紛争を早期に解決するためのものであって、そのイメージとは逆だという説明をしたものです。

(3) 壱岐は、そもそも法律事務所の歴史自体が浅いですから、まだまだ弁護士そのもののプレゼンが必要な土地であって、それは、今後の課題として後任に引き継ぐことになりました。

4 おわりに

弁護士に対するイメージを変えるということは、壱岐のような土地だけでの課題ではなく、私は、福岡での今後の活動においても、そのことを意識しつつ職務に励むつもりです。

改めて、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

あさかぜ基金だより ～卒業と新たな船出～

豊前ひまわり基金法律事務所 所長
弁護士法人あさかぜ基金法律事務所 元所員

西村 幸太郎

(福岡)



豊前地域における開所

この度、大変お世話になりました「あさかぜ」を退所し、平成28年10月3日より、「豊前ひまわり基金法律事務所」に赴任することになりました。

養成期間を終え、これからが本番です。あさかぜでの学びを活かし、これまで以上に、市民の司法アクセスの向上につとめます。そして、必ずや、「いつでも、どこでも、だれでも法的サービスを受けられる社会」を実現するための一助となってみせます。

あらためまして、ご指導ご鞭撻のほど、なにとぞよろしくお願いいたします。

あさかぜにおける学びの数々

豊前地域(豊前市・築上町・上毛町・吉富町)は、6万人以上の人口を抱えながら、30年以上にわたり常設の法律事務所がない、いわゆる弁護士過疎偏在地域です。あさかぜは、まさにこのような地域のため、市民のアクセス障害を突き崩す人材を輩出する事務所です。私も、3年あまり、多くの先輩弁護士のご指導をいただきながら、日々勉強させていただきました。感謝の念に絶えません。

「準備書面は弁護士の製品である。その質には、徹底的にこだわらなければならない。」「納期を意識すべし。スピード感が重要。65点、70点で形を作って、依頼者と共同で修正していくべし。」など、事件処理の心構え。顧客志向の重要性。「経営の苦悩に共感できる弁護士になれ。経営者の苦悩がわからない弁護士に、経営者からの依頼はこない。」など、事務所経営の重要性。さらには、「結局、弁護士としてどのように生きて行き、どのような事務所を作ろうとしているか次第。試行錯誤しながら、なにかを見付けてほしい。」など、弁護士人生全体における指針。…私の弁護士としての基礎は、このような学びのひとつひとつによって醸成されたものです。

これらが、ひいては市民の法的サービス向上につ

ながるものと、確信しております。

私のこれまで／これから

さかのぼること十数年あまり。黒人差別と闘う弁護士の姿を描いた「評決のとき」(法廷作家ジョン・グリシャムの処女作)の最終弁論。これをきっかけに、私は、法曹界に興味を抱きました。「だれかのためにになりたい」「人の心を動かす仕事をしたい」。そんな素朴な正義感をくすぶられたからです。

大学時代、卒業論文。司法制度改革をテーマに執筆。司法アクセスの向上が喫緊の課題であることを学びます。それなら私が、自らその役に立ちたい。そう思うようになります。

念願の弁護士になれたとき。なにより嬉しかったのは、弁護士過疎偏在問題に正面から取り組む事務所に入所できたことです。もちろん、つらいことも、なかったわけではありません。しかし、この3年間の弁護士人生は、自身の血肉として、私自身を形作っており、一生の宝です。

これからいよいよ、弁護士過疎偏在地域にとび込み、自分の力が試されます。どれだけ市民の力になれるか。それは私次第。初心を忘れず、これまで以上に、市民に対する法的サービスを提供できるよう、邁進してまいります。

結びに代えて

熱が入り、少々饒舌になってしまったかもしれませんが、しかし、志を高く、プロとして、弁護士として、1人の人間として、なおいっそう精進していきたい。あらためてそう思います。

とはいえ、私も若輩の弁護士に過ぎません。諸先生方のご協力をいただくことも、多々あろうかと思っています。今後とも暖かいご支援・ご協力をいただけるよう、なにとぞよろしくお願いいたします。

さいごに、豊前地域にお越しの際は、ぜひ事務所にもお立ち寄りください。心よりお待ちしております。



福岡県弁護士会会員

西村 幸太郎

Nishimura, Kotaro

津々浦々に ひまわり の花を

豊前 骨をうずめる覚悟で

〔豊前ひまわり基金法律事務所〕

1 法の支配の国民的浸透を目指して

「いつでも、どこでも、だれでも、法的サービスを受けられる社会」を実現したい。私のテーマであり、原点です。

福岡県豊前市に赴任し、私自身が、その礎となることができました。司法へのアクセス障害を改善し、地域の方々に良質なリーガルサービスを提供できるよう、日々邁進しています。

2 これまでの歩み

私は、長崎県長崎市に生まれました。長崎県は、歴史ある自然豊かな魅力的な地域です。高校を卒業するまで、この街で楽しく過ごしました。

家族ともども、映画が好きで、よく見ていたものです。中学生のころ、「評決のとき」(ジョン・グリシャム原作)を見ました。黒人差別を背景とした重厚な作品ですが、被告人のために懸命に弁論をする弁護士の姿が、とても印象に残りました。そこで、法律の世界、弁護士に、興味を抱くようになりました。

その後、熊本大学法学部に入学し、司法制度改革をテーマに、論文を書きました。そのなかで、司法過疎偏在問題についても研究しました。私は、この問題におおいに関心を抱き、「地方でもリーガルサービスを行き届かせたい」と

いう意を強くし、その後の進路が決まりました。

長崎県と同じ被爆地として関心を寄せていた広島県に行ってみたいという思いから、ロースクールは、広島大学法科大学院を選択しました。その後、2012年に司法試験に合格し、長崎修習を経て、念願の弁護士になることができました(66期)。

地方へ輩出する人材を育成するという理念に共感し、2013年12月より弁護士法人あさかぜ基金法律事務所にて、約3年間、お世話になりました。その後、縁あって、2016年10月より、同じ福岡県内にある司法過疎偏在地域、豊前市にて、開所する運びとなります。

3 豊前市の紹介

豊前市は、福岡県の東南端に位置する、人口約2万6000人(2018年9月現在)、面積約111.10km²ののどかな地域です。修験道の遺跡で知られる求菩提山(くぼてさん)、天然記念物「ツクシシヤクナゲ」の群生する犬ヶ岳に囲まれた盆地であるとともに、豊前海と面しており、山の幸・海の幸の両方が楽しめます。まわりに築上町・上毛町・吉富町の3町がならび、人口約6万人の豊築地域を形成しています。これが弊所の主な活動エリアです。

山国川を挟み、大分県との県境に位置しており、文化圏・経済圏としては、むしろ大分県中



近時注目を集める巨大椅子（豊前市下河内）

津市寄りの地域と思いますが、裁判所の管轄は、北九州市寄りにある福岡県行橋市に所在する裁判所です。弊所から中津市の裁判所までの所要時間は、車で約15分ですが、行橋市の裁判所までの所要時間は、車で約40分かかります。

福岡県は、公共交通機関として、西鉄バスが大きなシェアを有していますが、豊前市からは、残念ながら撤退しています。JRも本数が少ないです。その影響からか、圧倒的な車社会となっています。

高齢者が人口の約4割とも言われていますが、とても元気のよい方が多いような印象です。澄んだ空気、のどかな風景のなかで生活していることが、無関係ではないように思います。

熊本といえば「くまもん」が有名ですが、豊前市といえば「くぼてん」くんです。豊前市は天狗の街であり、いたるところに天狗の置物が散見されますが、求菩提山（くぼてさん）+天狗＝「くぼてん」ということで、地元民に愛されるご当地キャラです。弊所では、弁護士バージョンの「くぼてん」くんを、弊所のマスコッ



事務所外観／弁護士くぼてんくん

トキャラクターとして利用させていただいています。

4 弊所の活動風景

取扱事件は、交通事故が多いです。受任事件全体の3割は占めます。車社会のなかで、避けられないのかもしれませんが、むちうち、物損の事案が多いですが、相手方が任意保険に加入していない事案も比較的多く（自賠責保険にすら入っていない方も散見されます。）、啓発活動（？）も必要なのかなと感じ始めています。重症事案など深刻な事件もあります。

次に多いのは、債務整理と家事事件がそれぞれ2割程度です。債務整理は、自宅不動産と車、そのほか退職金などが問題になることが多く、難しい案件ばかりです。家事事件は、離婚などデリケートな問題を含みますが、開所当初、警戒されていたのか、ほぼまったく相談を受けませんでした。半年を過ぎたあたりから増加し始め、いまではコンスタントにご依頼をいただくようになっています。地域になじめてきた証拠だとすれば、うれしい限りです。相続関係のご相談も、よくお受けしますが、温和な地域柄か、激しくもめる事案はまれのように思われ、受任にまで至るものは少数です。

刑事事件も、時期によって違いはありますが、ある程度、途切れなく担当しています。受任事件の1割弱はあると思います。在宅事件で

は飲酒運転と産廃法違反が多い印象です。身柄事件は多種多様で、否認事件も少なくなく、自白事件も地域のしがらみで示談が難しいなど一筋縄ではいかないものばかりです。

その他様々な相談をお受けしていますが、来るもの拒まずのスタンスで、「紛争を解決する」という観点から、柔軟な発想で工夫を凝らして、事件処理にあたっています。

講演会の依頼も多く、これまでに、後見、虐待、消費者被害、経営、ハラスメント、コンプライアンス、事業承継などの講演を担当させていただきました。

距離、アクセスのバリアを取り除くことで、ある程度の潜在的なニーズはあったのかなと実感しています。開所したことが地域のお役に立っているのであれば、これほどうれしいことはありません。

5 事務所経営等

弊所は、新規開設の事務所であって、ほぼ前例がありません。おっかなびっくりで始め、走りながら考えて進んできました。

当初から、あまりにも売上が少ないときもあり、このままやっていけるのかと不安になったものです。しかし、地元の様々な会に出席し、イベントにも参加するなどして、徐々に知合いが増え、事件に真剣に取り組んでいるうち、次第に紹介も増えました。

これからも、地域に密着して、頑張っていきます。



名所：うみでらす豊前

6 地方での生活

開所と同時期、婚姻し、妻の理解を得た上、現地に連れてきました。現在、第一子を授かり、家族ともども、楽しく生活しています。

豊前市の誇る求菩提山では山登りやキャンプができます。20ヘクタールの面積を有する天地山公園は、日本都市公園100選にも選ばれています。うみてらす豊前では、1階において、魚を直接見て楽しみながら買い物ができ、その場でさばいてもらうこともできます。2階においては、食堂・豊築丸にて、海の幸をふんだんに利用した食事をいただけます。地域巡りをするだけで、自然を、美食を、観光を楽しむことができますから、家族で出かけて、充実した息抜きの時間をいただけます。そのなかで、地域の情報を得て、経営や事件処理に生かすことができ、よい循環を得られています。

地方で定着するには、家族の理解が必須です。妻も、住みやすい地域、あたたかい人にめぐまれたと大変喜んでおり、幸いにも協力が得られておりますが、連れてきた私の責務として、家族を幸せにできるように頑張ります。

7 さいごに

私は、実際に赴任してみても、豊前市で活動が続けていきたいという気持ちは変わりません。任期後も、この地で活動が続けていく所存です。

初志貫徹、地方のため、これからも尽力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



長崎県弁護士会会員

若林 毅*Wakabayashi, Takeshi*

津々浦々に ひまわり の花を

国境の島・対馬の弁護士として

〔対馬ひまわり基金法律事務所〕

1 離島の弁護士

対馬に赴任して2年がたちました。この2年は瞬く間に過ぎ、離島の生活にもようやく慣れてきたところです。私は、京都府京都市出身で対馬に縁があったわけではありません。市民に身近な弁護士を目指そうと考えていたところ、九州の司法過疎地域へ赴任する弁護士を養成する福岡県のあさかぜ基金法律事務所とご縁があり、弁護士登録後(68期)同事務所で2年間の養成を受け、対馬に赴任するに至りました。

先日、対馬から離任される裁判官があいさつ

に来られ、1年目は慣れるのに一生懸命で、2年目は少し慣れてペースがつかめてきて、3年目に自分の色を出していけるという話をされていました。私も今年で3年目となったので自分の色が出せていけたらと思います。

2 対馬の紹介

対馬は、対馬海峡に浮かぶ長崎県の離島で、韓国の釜山まで約50キロメートルに位置し、「国境の島」と呼ばれています。

南北82キロメートル、東西18キロメートル、面積約708平方キロメートル(属島含む)で、

沖縄本島と北方四島を除けば、佐渡島、奄美大島に次ぐ大きさです。南部と北部の移動は車で片道2時間程度かかります。対馬市の中心街は南部にあり、当事務所も南部の厳原地区にあります。最寄りの長崎地裁厳原支部や対馬南警察署までは歩いて3分程度で行けませんが、北部の上^{いづはら}県簡裁や対馬北警察署までは車で片道1時間30分かかります。赴任する前はペーパードライバーでしたが、対馬の狭い道で何度かこすことを繰り返しながら車の運転に慣れていった次第です。

対馬は山林の面積が約9割を占め



事務所外観

ており、原始林やリアス式海岸など自然が豊かで海と山を両方楽しめます。国の天然記念物であるツシマヤマネコなど貴重な動植物も多いです。北部へ車を走らせていると、シカなどに出くわすことも多く、夜暗い山道でイノシシと目が合うと恐れおののきます。また海に囲まれた離島なので、新鮮なマグロ、イカ、ブリなどの海の幸が豊富で、特に穴子は刺身、白焼、煮穴子、天ぷら、穴子カツ、せいろ蒸し、握りなどがフルコースで堪能できておすすめです。

対馬には、白村江の戦い時の山城跡（金田城跡）、元寇が上陸した古戦場跡（小茂田浜）、豊臣秀吉の朝鮮出兵時の出城跡（清水山城）、江戸時代の朝鮮通信使、日露戦争時の砲台跡など古くから国境の島であった歴史を感じさせる名所がたくさんあります。清水山城は厳原地区から30分ハイキングすれば行くことができ、眼下の厳原港や街並みの眺めがよくおすすめです。

2020年3月末、人口が3万人を下回り過疎化高齢化が進んでいます。事務所へ来所することが難しい高齢者の方にはご自宅への出張相談も行っています。

近年対馬を訪れる韓国人観光客が右肩上がりが増え続け、2018年には年間40万人となり、韓国語を聞かない日はないくらいでしたが、2019年の日韓関係の悪化と新型コロナウイルスの影響でパタッとやんでしまいました。事件関係で当事者が韓国人の方となるケースもあります。通訳付きの尋問では専門用語の言い換えや契約文化の違いに苦労しました。

島外への移動は福岡への飛行機が片道30分（1日5便）、高速船が2時間程度（1日2便）、その他フェリーが5時間程度、長崎への飛行機が片道30分（1日4便）、北部の比田勝港から釜山まで高速船で片道70分（当分の間、運休中）です。

3 対馬での活動

対馬ひまわり基金法律事務所は2005年9月に開所し、私が6代目の所長となります。これまでの前任者の方々のご尽力により、島民の方々の認知度は非常に高く、ひまわり基金が対馬に根付いていると感じます。島内は法テラス対馬との2事務所体制です。

事件は、家事事件、一般民事事件、債務整理、刑事事件、裁判所関係などいろいろです。

離婚事件は当事者の一方が島外にすることが多く、スムーズに進まないケースも多く悩ましいです。相続関係は登記が明治時代のままのものなども多くあり、相続関係図をつくるのにも苦労しています。一般民事は不動産関係（敷金返還、境界紛争、建物退去、建築瑕疵など）、売掛金や請負工事代金の請求、交通事故、不貞の慰謝料請求、労働、消費者など様々ですが、和解ができて経済的事情から長期分割返済になるケースが多い印象です。債務整理は、漁師の方も多く船の処理などで困るケースもあります。刑事事件は飲酒運転・無免許運転、暴行・傷害などが多く、公判までいくケースは比較的少ないです。刑事民事を問わず、DV・ストーカー関係の事案も一定数あります。裁判所関係



国境マラソンIN対馬（右側が筆者）

は破産管財人、個人再生委員、成年後見人、不在者財産管理人、清算人、遺言執行者など様々です。

相談は利益相反にならない限り受けています。2019年は外部相談を含め新規相談が200件くらいありました。昔からのご近所トラブル・身内のトラブルの相談などが多く、人間関係が狭いため裁判はなるべく避けたがる傾向が強い印象です。交渉事件で長期化するケースもありいかに早く解決させるかが今後の課題です。

消費者被害防止の講演会や働き方改革の研修などの講師、各種関係機関の外部委員などもしています。対馬では契約関係よりも人間関係を重視する傾向がまだまだ根強く、法制度の啓蒙活動はこれからも継続していく必要があると感じています。また対馬ロータリークラブに入会して、神社や海岸の清掃・チャリティーコンサートなど社会奉仕活動にも参加しています。地元の方々と話すことで対馬の歴史や現状を学んで日々の業務に生かしています。

4 対馬での生活

スーパーやドラッグストアなどで日常生活に必要なものは手に入り、ネット通販もそれほど時間がかからずに届きます。島の社会は狭いの

でお店で知り合いや事件関係者にばったり遭遇することもあります。また、対馬は風が強い日が多く、船が欠航すると商品が入って来ずパンがすぐに売り切れ、コンビニの弁当やおにぎりの棚がすっからかんになります。赴任してすぐの頃天候が荒れる日が多く、私が外部へ出るとき雨ばかりだったので事務員から雨男と言われていましたが、最近は天候も落ち着いてきて雨男を返上したと勝手に思っています。

島内の移動は基本的に車であり、一日全く歩かない日もありますので、ジョギングをしています。対馬は海や山を見ながらジョギングできるところがたくさんあり、ジョギング人口が多いです。毎年6月頃、島の北部で国境マラソンIN対馬が行われ、韓国を含め島外からも多くの人が参加されています。山林が多い対馬らしくアップダウンの激しい苛酷なコースとなっておりますので、健脚の方におすすめです。

また、休日や出張で福岡や長崎など島外に行くことも多く、時間があるときは観光地巡りをしたり、買い物をするなどしてリフレッシュしています。

5 むすびに

ひまわり基金法律事務所の所長の活動は日々、弁護士業務と事務所経営の両方を考えないといけないのでとても大変です。しかし、対馬のような離島に常駐の法律事務所がある意義は非常に大きいです。長崎や福岡まで相談に行く余裕のある方はごくごく限られた方だけです。ひまわり基金が対馬にあってよかったと相談者の方に言われることが、日々の活動の励みになっています。これからも対馬の方々のために微力ながら力を尽くしていきたいと思います。



国指定天然記念物・ツシマヤマネコ



長崎県弁護士会会員

小林 洋介

Kobayashi, Hiroyuki

津々浦々に ひまわり の花を



二代目となる公設事務所開設

〔飛鷹ひまわり基金法律事務所〕

1 二代目ひまわり基金法律事務所の開設

飛鷹ひまわり基金法律事務所は、日弁連ひまわり基金の支援のもと、長崎県平戸市に2020年7月に開設された法律事務所です。飛鷹は、平戸の古い呼び名で、地元のお酒、塩、お茶の商品名にも使われています。

長崎地方裁判所平戸支部管内には、2003年4月に「平戸ひまわり基金法律事務所」が設置されました。日弁連人権擁護委員会の委員長などを歴任された相良勝美弁護士が初代所長として赴任され、2005年11月に定着されました。その後は、相良弁護士の事務所と法テラス平戸法律事務所、さらに裁判官を退官後地元平戸に戻られた山口毅彦弁護士の事務所の3事務所体制で、同支部管内の司法サービスを担っていたわけですが、相良弁護士は弁護士登録50年を超える超ベテランということもあり、徐々に事件数を減らしている状況でした。そのため、近年、同支部管内は実質的に2事務所体制となりました。

このような状況を踏まえ、再度、同支部管内にひまわり基金法律事務所を設置することで、飛鷹ひまわり基金法律事務所が開設されました。当事務所は、同支部管内で二代目のひまわり基金法律事務所ということになります。

2 平戸市・松浦市 夕日と海と歴史のある町

長崎地方裁判所平戸支部の管轄区域は、平戸市、松浦市の2市で、両市の人口をあわせると5万人ほどです。佐世保市の北部にある江迎町、鹿町町などからは、佐世保市中心部に出るよりも当事務所がある田平町に出る方が近いため、これらの地域の住民からも相談や依頼を受けることがあります。当事務所が対象とする人口規模は、およそ6万人程度と考えられます。

平戸市は、九州本土の最西端にあり、周りを海に囲まれています。きれいな砂浜がいくつもあり、海に沈んでいく夕日は絶景です。

以前は、平戸島と九州本土との間は船で往来をしていましたが、現在は、橋で結ばれていて陸路での移動が可能です。平戸といえば、キリスト教が禁止されていた17世紀頃、ひそかにキリスト教を信仰していた隠れキリシタンの



生月島からの夕日



平戸ザビエル記念教会

歴史が有名です。隠れキリシタンの歴史を残す教会、集落などが世界遺産に登録されるなど、独自の歴史を色濃く残す地域といえます。

隣の松浦市中心部ま

では、車で25分ほどで行くことができます。ただ、松浦市には福島、鷹島という島があり、ここまで車で行くとなると1時間から1時間半ほどかかります。生活圏としては、佐賀県の唐津市や伊万里市に含まれる地域で、松浦市には属するものの、どうしても手が届きにくく、これらの地域からの相談者の数も少ない印象です。

松浦市は、福岡市の中心部である天神まで車で1時間半と、比較的大都市に近い地域ではあるのですが、近年は高齢化と人口減少が加速していて、高齢化率は35%を超えています。

3 事務所開設から1年を経て

事務所は、2021年7月で開設1年を迎えました。現在、弁護士1名、事務職員1名の2名体制



千里ヶ浜海水浴場

で事務所運営に当たっています。事務職員の採用に関しては、「パソコン操作に長けている人を探すのは大変だよ。」という話を聞いたのですが、幸いにも福岡で一緒に働いていたベテランの事務職員が付いてきてくれることとなり、頼もしい人材を確保することができました。日々の業務でも、事務所の大きな支えとなっています。

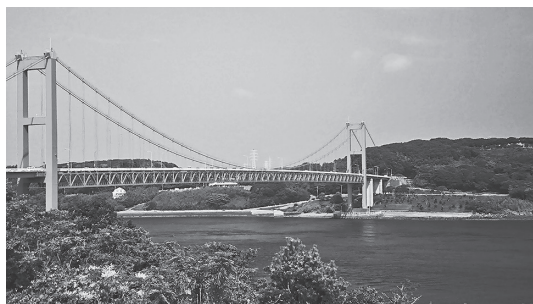
開設からの1年は、日弁連からの援助金に頼らずに事務所を運営できている状況です。相談件数は、この1年間で195件、現在の手持ち事件数は50件ほどです。

4 取扱事件

事務所に寄せられる相談は、債務整理、相続関係、不法行為に基づく損害賠償請求、離婚、交通事故など、どこにでもある相談です。刑事事件は、少なくとも1件は常に手元にあるといった状況です。そのほか、裁判所から破産管財人や相続財産管理人、特別代理人として選任される事件もあります。

私が、平戸に赴任して感じたことは、まず、当番弁護士の要請が少ないということでした。平戸に来て出動した案件は、いずれも県外在住の被疑者が逮捕後平戸に移送されてきたという案件で、地元の方が逮捕されたことにより出動要請を受けたことはまだありません。当番弁護士制度が活用されていないことは、適切な防御権行使の遅れにもつながるので、同制度の周知を広めていく必要がありそうです。

また、現在、裁判員裁判事件を1件受任しています。長崎では、裁判員裁判は長崎市内にある本庁で行われるため、長崎市内の拘置所で勾留もなされます。そのため、期日の出廷や接見は片道2時間をかけて長崎市内まで行かなければなりません。とはいえ、長崎県弁護士会では、国選弁護人の複数選任に当たって、1名を本庁管内の弁護士の中から選任したり、起訴後は本庁管内の弁護士に事件を引き継いだりすることができる仕組みがあるため、期日の出廷や



平戸大橋

接見の負担はかなり軽減されているといえます。

そして、平戸市の精神保健福祉士や福祉課から持ち込まれる障害を持つ方に関する相談もときどきあります。以前相談を受けた事案は、家族全員が発達障害の特性を抱えている中での債務整理でした。家族の中で適切な金銭管理ができる方がいなくて、放っておくと浪費してしまう。けれども社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業などの利用については、本人も家族も消極的でした。家計の収支を見ると、しっかり管理できれば任意整理ができそうでしたが、結局、金銭管理をどうするかめどが立たず、破産についても消極的だったため債務整理を断念しました。発達特性があることによって解決が難しくなる事案がこれまでもいくつかあり、難しさを感じています。

さて、平戸には、2021年8月現在弁護士が4名登録していますが、お互いに引き合いになったことはまだありません。他の弁護士に聞いても、平戸の弁護士同士で引き合いになることはほとんどないようです。たしかに、これまで、私が原告代理人となり提起した訴訟でも、被告本人が対応したケースが2件、車で1時間ほど離れた佐世保の弁護士が代理人に付いたケースが1件、インターネットで探して依頼したと思われる東京や福岡の弁護士が代理人に付いたケースが2件で、代理人が付く場合でも全て地域外の弁護士でした。地元の弁護士ではなく、あえて遠くの弁護士を選ぶ当事者も少なくないというのが実情です。事件類型も関係していて、小さなコミュニティの中での「恥」の意識が働い

ているのかもしれません。

5 さいごに

長崎県は、平戸のほか、壱岐、対馬、島原にもひまわり基金法律事務所が設置されていることから分かるように、司法アクセス拡充のための公的手当てが必要な地域です。私は出身が長崎だったこともあり、弁護士になったら司法過疎地域で仕事をしたいと考えていましたし、定着する気で平戸にやってきました。

しかし、実際に、この地域で仕事をしていると高齢化と人口減少、若者の流出を痛感します。今から約20年後の2040年には、平戸市・松浦市の人口は約3万2000人、若年女性人口は約1500人まで減少するとの推計もあり、2市ともに消滅可能性都市に挙げられています。裁判のオンライン化やリモート環境が今後も進展していくことを考えると、司法過疎地域の弁護士需要も今後大きく変わっていくのかもしれません。

開設からのこの1年は何とか大過なく乗り切ることができました。これからも、地域のためにできること、取り組むべき課題にひとつひとつ向き合いながら、司法過疎地域といわれるこの場所で、できることをできるところまで精一杯やってみようと思っています。



開所祝いの花とともに



あさかぜ基金法律事務所

〒810-0004

福岡市中央区渡辺通 5 丁目 14-12 南天神ビル 2 階

TEL. 092-762-3001

<http://www.asakaze-law.jp>